

# 2008 第34回 香川県アマチュアゴルフ選手権競技

兼 四国アマチュアゴルフ選手権競技二次予選  
兼 第63回 国民体育大会ゴルフ競技 香川県代表選手選考競技  
兼 第8回 日本スポーツマスターズゴルフ競技 香川県代表選手選考競技  
開催日 : 平成 20 年 5月 14(水)・15(木)  
開催コース : 坂出カントリークラブ

主催 香川県教育委員会  
(財)香川県体育協会  
主管 香川県ゴルフ協会  
共催 四国ゴルフ連盟  
後援 四国新聞社

## 競技の条件

### 1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。

### 2. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

### 3. 使用球の規格

- 『公認球リストの条件・ゴルフ規則付 I (c)1b』を適用する。(ゴルフ規則 187ページ参照)
- ラウンド中に使用する球について、『ワンボール条件・ゴルフ規則付 I (c)1c』を適用する。

### 4. スタート時間

『ゴルフ規則付 I (c)2』を適用する(ゴルフ規則 188ページ参照)。

### 5. 競技終了時点

本選手権競技は、競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

### 6. ホールとホールの間での練習禁止

『ゴルフ規則付 I (c)6b』を適用する。(ゴルフ規則 191ページ参照)

### 7. プレーの中断と再開

- プレーの中断(落雷などの危険を伴わない気象状況)については、ゴルフ規則 6-8b, c, d に従って処置すること。
- 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組の競技者全員がホールとホールの間に行ったときは、各競技者は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1ホールのプレーの途中であったときは、各競技者はすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。競技者がすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則 33-7 に定められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、その競技者は競技失格とする。  
**この条件の違反の罰は競技失格(ゴルフ規則 6-8b注)**
- プレーの中断と再開の合図について
  - 通常のプレー中断 : 短いサイレンを繰り返して通報する。および競技委員を通じて競技者に連絡する。
  - 険悪な気象状況に : 1回の長いサイレンを鳴らして通報する。および競技委員を通じて競技者による即時中断 に連絡する。
  - プレーの再開 : 1回の長いサイレンを鳴らして通報する。および競技委員を通じて競技者に連絡する。

### 8. 移動

本競技では、プレーヤーのゴルフカートの使用および乗車を認める。但し、ゴルフカートはプレーヤーの携帯品の一部とする。  
そのカートとカート上の全ての物は、球との関連で問題が生じた場合、その球の持主であるプレーヤーの携帯品とみなす。  
但し、そのカートをを共用しているプレーヤーの一人がこれを動かしていた時、または一人のプレーヤーの指示出で共用のキャディーが動かしていた時は、そのカートとカート上の全ての物はカートを運転しているプレーヤー、または特定の指示を出したプレーヤーの携帯品とする。

### 9. キャディー

正規のラウンド中、競技者が委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『ゴルフ規則付 I (c)3』を適用する。(ゴルフ規則 189ページ参照)

## ローカルルール

1. アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
2. 修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。
3. ラテラル・ウォーターハザードは赤線赤杭をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。
4. ラテラル・ウォーターハザード内の(ア) ボール止めの金網 (イ) 積み石 (ウ) 土留め用の木材壁はコース不可分とする。
5. 排水溝は動かさない障害物とする。
6. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝及びカート道に接する白線内の区域は、その道路の一部とみなす。
7. 樹木保護のための巻物施設(巻網など)は樹木の一部とみなす。ただし、樹木の巻物にはさまった球は、罰なしに、その真下の地点から1クラブレンジ以内で、しかもホールに近づかない所にドロップすることができる取り出した球はふくことができる。その球をすぐには取り戻せない場合は、別の球に取り替えることができる。  
このローカルルールの違反の罰は、2打
8. パッティンググリーンに近接する動かさない障害物について、『ゴルフ規則付 I (B)6』を適用する。  
(ゴルフ規則 175ページ参照)

### 注 意 事 項

1. 本競技は、ゴルフ規則に適合するドライバーヘッドを使用しなければならない。もし不適合クラブを使用した時は競技失格、また運んだ時はゴルフ規則4-1aに定める罰を受ける。
2. 競技の条件やローカルルールに追加・変更のある時は、掲示して告示する。
3. グリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
4. コース内での携帯電話は、許可なく使用を禁止する。

競技委員長 南原 房雄